3　供述者が速記原本の訳読を必要としない旨を述べ、かつ、尋問に立ち会つた検察官及び被告人、被疑者又は弁護人に異議がないときは、前項各号に掲げる手続をしない。この場合には、裁判所書記官にその旨を調書に記載させ、又は記録させるとともに、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、供述者に当該各号に定める措置をとらせなければならない。

一　調書が書面をもつて作成される場合　調書に署名押印すること。

二　調書が電磁的記録をもつて作成される場合　速記原本の訳読を必要としない旨を調書上明らかにすること。

4　公判準備における証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人の尋問及び供述を速記した速記録を調書の一部とする場合には、前二項の規定を適用しない。ただし、供述者が速記原本の訳読を請求したときは、第二項第一号及び第二号に掲げる手続をしなければならない。

第五十二条の六　前条第一項に規定する調書が整理されていない場合（調書を電磁的記録をもつて作成する場合にあつては、ファイルに記録されていない場合）において、その尋問に立ち会い又は立ち会うことのできた検察官、被告人、被疑者又は弁護人の請求があるときは、裁判所書記官は、裁判所速記官に求めて速記原本の訳読をさせなければならない。

［2　略］

3　前項の異議の申立てがあつたときは、裁判所書記官が、申立ての年月日及びその要旨を調書に記載し、又は記録し、かつ、その申立てについての裁判長、受命裁判官又は受託裁判官の意見を調書に記載し、又は記録しなければならない。

4　前項の調書には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置をとらなければならない。

一　前項の調書を書面をもつて作成する場合　裁判所書記官が署名押印し、裁判長、受命裁判官又は受託裁判官が認印すること。

二　前項の調書を電磁的記録をもつて作成する場合　裁判所書記官が調書が自らの作成に係るものであることを示すとともに当該調書の改変を防止するために必要な措置をとり、裁判長、受命裁判官又は受託裁判官が当該調書の内容を確認したことを当該調書上明らかにする措置をとること。

5　前条第四項の規定により公判準備における尋問及び供述を速記した速記録をその一部とした調書を公判期日において取り調べた場合において、検察官、被告人又は弁護人が調書の正確性について異議を申し立てたときは、前二項の規定を準用する。

（公判調書における速記録の引用）

第五十二条の七　公判廷における証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人の尋問及び供述、被告人に対する質問及び供述並びに訴訟関係人の申立て又は陳述を裁判所速記官に速記させた場合には、速記録を公判調書に引用し、ファイルに記録して公判調書の一部とするものとする。ただし、裁判所が、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、速記録の引用を相当でないと認めるときは、この限りでない。

第五十二条の八　削除

3　供述者が速記原本の訳読を必要としない旨を述べ、かつ、尋問に立ち会つた検察官及び被告人、被疑者又は弁護人に異議がないときは、前項の手続をしない。この場合には、裁判所書記官にその旨を調書に記載させ、かつ、供述者をしてその調書に署名押印させなければならない。

［新設］

4　公判準備における証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人の尋問及び供述を速記した速記録を調書の一部とする場合には、前二項の規定を適用しない。ただし、供述者が速記原本の訳読を請求したときは、第二項第一号及び第二号に定める手続をしなければならない。

第五十二条の六　前条の例による調書が整理されていない場合において、その尋問に立ち会い又は立ち会うことのできた検察官、被告人、被疑者又は弁護人の請求があるときは、裁判所書記官は、裁判所速記官に求めて速記原本の訳読をさせなければならない。

［2　同上］

3　前項の異議の申立があつたときは、裁判所書記官が申立の年月日及びその要旨を調書に記載し、かつ、その申立についての裁判長、受命裁判官又は受託裁判官の意見を調書に記載して署名押印し、裁判長、受命裁判官又は受託裁判官が認印しなければならない。

［新設］

4　前条の例により公判準備における尋問及び供述を速記した速記録をその一部とした調書を公判期日において取り調べた場合において、検察官、被告人又は弁護人が調書の正確性について異議を申し立てたときは、前項の規定を準用する。

（公判調書における速記録の引用）

第五十二条の七　公判廷における証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人の尋問及び供述、被告人に対する質問及び供述並びに訴訟関係人の申立又は陳述を裁判所速記官に速記させた場合には、速記録を公判調書に引用し、訴訟記録に添附して公判調書の一部とするものとする。ただし、裁判所が、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、速記録の引用を相当でないと認めるときは、この限りでない。

（公判調書における速記原本の引用）

第五十二条の八　前条の裁判所速記官による速記がされた場合において、裁判所が相当と認め、かつ、訴訟関係人が同意したときは、速記原本を公判調書に引用し、訴訟記録に添附して公判調書の一部とすることができる。この場合には、その公判調書に訴訟関係人が同意した旨を記載しなければならない。